

図表1 個人年金保険料控除額の算式

【所得税】平成24年分以後に適用	
年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下	年間正味保険料全額
20,000円超40,000円以下	年間正味保険料 × $\frac{1}{2}$ + 10,000円
40,000円超80,000円以下	年間正味保険料 × $\frac{1}{4}$ + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

【住民税】平成25年分以後に適用	
年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下	年間正味保険料全額
12,000円超32,000円以下	年間正味保険料 × $\frac{1}{2}$ + 6,000円
32,000円超56,000円以下	年間正味保険料 × $\frac{1}{4}$ + 14,000円
56,000円超	一律28,000円

図表2 個人年金保険料控除額早見表

月払保険料	所得税における所得控除額	住民税における所得控除額
3,000円	28,000円	23,000円
5,000円	35,000円	28,000円
10,000円	40,000円	
20,000円		

図表3 所得税（住民税）の所得控除額上限

控除の区分	平成23年まで	平成24年から
生命保険料控除（一般）	50,000円（35,000円）	40,000円（28,000円）
生命保険料控除（個人年金）	50,000円（35,000円）	40,000円（28,000円）
生命保険料控除（介護医療）	-	40,000円（28,000円）
合計限度額	100,000円（70,000円）	120,000円（70,000円）

図表4 個人年金保険料控除を受けられる要件

i 年金受取人が契約者または配偶者で、被保険者と同一であること

	パターン①	パターン②
契約者	夫	夫
被保険者	夫	妻
年金受取人	夫	妻

(注) パターン②は年金支払開始時に、保険料負担した夫から年金を受給する妻への定期金の贈与とされ贈与税がかかる。

ii 保険料払込期間は10年以上で、保険料は定期的に支払われること（一時払いではないこと）
・保険料一時払いの場合には、個人年金保険料控除ではなく、一時払いした年に一時払保険料全額が一般の生命保険料控除の対象となる。

iii 年金受取開始時の被保険者年齢が60歳以上で受取期間が10年以上で定期的に支払われること（確定年金の場合）
・終身年金の場合には年金受取開始年齢を問わない。

こう。条件は「40歳・男性・会社員」とし、専業主婦の奥様と中学生のお子様一人と仮定した。このお客様が年間8万円以上の個人年金保険に加入した場合、どれくらいの税効果があるのだろうか。給与収入（年収）を五つのレンジA～Eに分け、それぞれの所得税・住民税を計算することで減税額を計算したのが図表5である。所得税は、超過累進課税となるため、所得が上がるほど税率が高

くなる。そのため、年収の高い人ほど控除による減税額は大きくなり、年収1500万円円で1万3200円の所得税が減少する。一方の住民税（所得割）は、所得に関わらず課税総所得の10%となるため減税額はどの年収でも同じだ。また、図表6を見ると分かるように、支払った所得税・住民税がどの程度還付されるかという還付率では、逆に年収が低いほど高くなり、年収300万円の方であ

ば支払った所得税・住民税の1割以上が還付される計算になる（住民税は、翌年度の計算の際に個人年金保険料控除額が課税総所得から控除され、以降の住民税額が減少するので、実際には還付ではないことに注意したい）。単年で見ると数千円程度、と少なく感じられるかもしれないが、個人年金保険はほかの保険に比べて比較的長い期間の保険料払込みとなることが多い。

例えば、年収700万円の40歳の方が65歳までの25年間に保険料を支払うケースでは、6800円×25年で合計17万円の減税効果が得られることになる。月々1万円の保険料だと25年間の保険料総額は300万円なので、支払った保険料のうち5・7%が税金の還付として戻ってくることになる。なお、税効果（減税額）の説明を行う際には、将来的に税制改正等で変更になる可能性がある点に

定額個人年金保険の税制メリットはこう説明する

FPソリューション代表・CFP®
黒澤雄一

ここでは、個人年金保険料控除の効果や実質負担保険料を踏まえた戻り率の考え方、お客様への分かりやすい説明方法を解説する。

1 個人年金保険料控除の仕組み・効果を理解しよう

ここでは、個人年金保険料控除の仕組み・効果を詳しくみていこう。
まず、控除される金額は、年間正味払込保険料によって図表1のように区分されている。年間8万円以上の保険料を支払ってれば、4万円の所得控除となる。保険窓販で取り扱われている個人年金保険には「保険料建て（毎月の支払額をキリのよい金額にすること）」のものが多い。月々5000円のプランであれば、年間6万円の保険料で所得控除額が3万5000円、月々1万円のプランであれば年間12万円の保険料で所得控除額が4万円となる（図表2）。説明のときに慌てないように日頃から準備しておこう。
この個人年金保険料控除を含めた保険料控除全体は平成24年に改正されており、一般の生命保険料

控除、介護医療保険料控除と三つの区分でそれぞれ控除を受けることができる。三つ合わせた控除の限度額は所得税で12万円、住民税で7万円となる（図表3）。会社勤めの方であれば、所得税は勤務先の年末調整時に個人年金保険料控除証明書を提出することで、その年中に税金が還付される（給与に上乗せして還付される）が、住民税は翌年の住民税計算の際に控除額が加味されてその分の住民税が安くなる仕組みだ。
なお、すべての個人年金保険が個人年金保険料控除の対象となるわけではないことに注意しよう。契約者・被保険者・年金受取人の関係や、保険料払込期間・年金受取期間などで、個人年金保険料控除が受けられなくなるケースがあるからだ（図表4）。

また、前述しているが、個人年金保険料控除は、所得から一定額を差し引くことのできる「所得控除」であるという点を忘れないようにしよう。
いわゆる「控除」と呼ばれるものは、大別すると「所得控除（課税所得を計算する際に差し引くことのできる）」と「税額控除（支払った税金の一部が還付される）」の2種類がある。後者の代表としては住宅ローン控除がある。
お客様に個人年金保険料控除の説明をする際、住宅ローン控除のように「その金額分の税金がそのまま還付される」などと誤解されないように注意しよう。
年収の高い人ほど減税額は大きくなる
では、具体的な税効果を見てい